

Ⅵ 教職員の指導上の政治的中立の確保等に関する留意点

【ポイント】

- 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない
- 公務員がその地位を利用した選挙運動をすること、教員等が学校の児童・生徒等に対する教育上の地位を利用した選挙運動をすることは禁止されている

1 学校における政治的中立性の確保

○教育基本法（平成十八年法律第二十号）

（政治教育）

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

2 教育公務員の政治的行為の制限

○教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

- 2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百十条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）

（政治的行為の制限）

第一百二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

2・3 （略）

【禁止される具体的な目的・行為】

- (1) 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、「国家公務員の例による」こととされており、国家公務員法第102条第1項に基づき、政党または政治目的のために、寄附金等を求めたり、受領したり、それらの行為に関与したりすることや、人事院規則14-7で定める政治的行為をしてはならないとされている。人事院規則14-7では、①政治的目的をもって、②政治的行為をすることが禁じられており、概略は以下のとおりとなっている。

①政治的目的

- ・ 国政選挙や知事・市長選挙、地方議会選挙等の公職選挙において、特定の候補者を支持し又はこれに反対すること
- ・ 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること
- ・ 特定の内閣を支持し又はこれに反対すること
- ・ 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること
- ・ 国の機関または公の機関において決定した政策の実施を妨害すること
- ・ 地方公共団体の条例の制定または改廃を成立させ又は成立させないこと

②政治的行為

- ・ 政治的目的のために職名、職権またはその他の公私の影響力を利用すること
- ・ 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し、又は提供せず、その他政治的目的を持つ何らかの行為をなし、又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員 の地位に関して何らかの利益を得もしくは得ようと企て又は得させようとする ことあるいは不利益を与え、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと
- ・ 政治的目的をもって、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求めもしくは受領し又は何らかの方法をもってするを問わずこれらの行為に関与すること
- ・ 政治的目的をもって、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を国家公務員に与えまたは支払うこと
- ・ 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参加しもしくはこれらの行為を援助し又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割を持つ構成員となること
- ・ 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること
- ・ 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること
- ・ 政治的目的をもって、国政選挙や知事・市長選挙、地方議会選挙等の公職選挙において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること
- ・ 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること
- ・ 政治的目的をもって、デモ行進等を企画し、組織しもしくは指導し又はこれらの行為を援助すること
- ・ 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること
- ・ 政治的目的を有する文書又は図画を国等の庁舎、施設等に掲示し又は掲示させること
- ・ 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示しもしくは配布し又は多数の人に対して朗読しもしくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること
- ・ 政治的目的を有する演劇を演出しもしくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること
- ・ 政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること
- ・ 政治的目的をもって、勤務時間中において、政治上の主義主張または政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを着用し又は表示すること

- ・ 何らの名義または形式をもってするを問わず、以上の禁止又は制限を免れる行為をすること
なお、以上については、「人事院規則 14-7（政治的行為）の運用方針について（昭和 24 年 10 月 21 日法審発 2078）（人事院事務総長発）」においてさらに詳細な解釈が示されているので、そちらも適宜参照していただきたい。

(2) また、以上の他に、公職選挙法においても、公務員がその地位を利用した選挙運動をすること、教員等が学校の児童・生徒等に対する教育上の地位を利用した選挙運動をすることが禁止されている。

（参考）教育公務員の違反行為の具体例 ※「法」とは「公職選挙法」を、「規則」とは「人事院規則 14-7」を指す。

教育公務員の選挙運動等に関する公職選挙法、人事院規則等による違反行為の例	関係法令
1 候補者の推薦等 (1) 特定の候補者の当選を図るため、PTA等の会合の席で、その候補者の推薦を決定させること。 (2) 教員等の地位を利用して、投票の周旋勧誘（いわゆる票の割り当て等）を行うとか、あるいは、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与したりすること。 (3) 特定の候補者を支持するため、教員等の地位を利用して、その候補者の後援団体を結成したり、その団体の構成員となることを勧誘すること。	法 136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号、8 号、11 号 法 136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号、8 号 法 136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号、5 号、6 号
2 投票の依頼又は勧誘 (1) PTA等の会合の席上で特定の候補者へ投票するよう依頼すること。 (2) 学校における児童生徒及び保護者に対する面接指導の際、自分の支持する政党や候補者の名を挙げること。 (3) 家庭訪問の際に、特定の政党や候補者に投票するよう勧誘すること。 (4) 選挙運動員として、候補者の自動車などに乗り、投票を呼びかけること。 (5) 教員等としての地位を利用して電話で投票を依頼すること。	法 136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号、8 号、11 号 法 136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号 法 136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号、8 号 規則 6 項 8 号 法 136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号、8 号
3 署名運動 (1) 特定の政党や候補者の名を挙げて、賛成又は反対の署名運動をすること。 (2) (1) の署名運動に協力するよう勧誘すること。	法 138 条の 2、規則 6 項 9 号 規則 6 項 9 号
4 デモ行進 (1) 特定の政党又は候補者などを支持し又は反対するためのデモ行進のような示威運動を企て、指導し、又は援助すること。 (2) 選挙運動のために、自動車を連ねたり、隊伍を組んで歩くなど氣勢をはること。	規則 6 項 10 号 法 140 条
5 新聞、雑誌、ビラ等 (1) 特定の政党や候補者などを支持し又は反対するために書かれた新聞、雑誌、ビラ等に関して、①発行すること、②回覧に供すること、③掲示し又は配布すること、④多数の人に朗読	法 142 条、143 条、146 条、148 条、規則 6 項 13 号

して聞かせること、⑤①～④いずれかの用に供するために著作し又は編集すること。 (2) 特定の政党の機関紙や刊行物の発行、編集、配布又はこれらの行為の援助を行うこと。	規則 6 項 7 号
6 広告、ポスター、あいさつ状等 (1) 選挙用ポスターを貼ってまわること。 (2) 受持ちの児童生徒に選挙用ポスターを貼らせること。 (3) 特定の政党や候補者を推薦する保護者あての文書を児童生徒に持ち帰らせること。 (4) 選挙運動期間中、政党、候補者あるいはその家族、選挙運動員などの名を記載した年賀状、暑中見舞状などのあいさつ状を配ったり、掲示したりすること。 (5) 「〇〇候補者の当選を期す」というようなポスターなどを職員室の壁に貼ること。 (6) 選挙期間中、文書などについての配布又は掲示の禁止の規制を免れる行為として、いかなる名義をもってするを問わず、政党や候補者の名を記載した文書（推薦お礼のポスターなど）を配ったり、掲示したりすること。 (7) 選挙運動用のポスターや葉書に推薦人として肩書を付して名前を連ねること。	規則 6 項 13 号 法 136 条の 2、137 条、137 条の 2、規則 6 項 1 号 法 136 条の 2、137 条、142 条、規則 6 項 1 号、13 号 法 142 条、143 条、146 条、規則 6 項 13 号 法 143 条、145 条、規則 6 項 13 号 法 146 条、規則 6 項 13 号 法 136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号
7 演説等 (1) 選挙運動のため、個人演説会又は街頭で演説すること。 (2) 不特定多数の人に対し、特定の政党や候補者を支持し又は反対する意見を述べること。 (3) 選挙運動のための個人演説会などで、ピケを張ったり、必要以上にやじったりして妨害すること（集団で行えば更に重い罰則がある。）。	規則 6 項 8 号、11 号 規則 6 項 11 号 法 225 条、230 条
8 資金カンパ 特定の政党、候補者などを支持し若しくは反対するために資金カンパを求め、又はそのような資金カンパの計画立案に参加し、又はその集金を援助すること。	規則 6 項 3 号
9 その他 (1) 選挙運動のために放送設備（例えば校内放送設備）を使用すること。 (2) 受持ちの児童生徒の保護者が候補者、選挙運動員又は有権者であるとき、担当教員である地位を利用して、これらの者を威迫すること。 (3) 勤務時間中において、いわゆる紹介者カードの記入・作成等の職務と関係ない行為を行うこと。 (4) 勤務時間の内外を問わず、選挙運動等のために、公の設備である学校の電話、FAX、パソコン、コピー機等を用いること。	法 151 条の 5、規則 6 項 11 号 法 225 条、136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号 地方公務員法第 35 条（職務専念義務） 地方公務員法第 33 条（信用失墜行為）

3 特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止

○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）

（特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止）

第三条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体（以下「特定の政党等」という。）の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。

4 教育者の地位利用の選挙運動の禁止

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）

第一百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

5 公務員の地位利用による選挙運動の禁止

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）

第三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員

二 （略）

2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

一 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

- 三 その地位を利用して、第百九十九条の五第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- 四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- 五 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申しいで、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申しいで、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。